

令和 7 年 第 9 回 農業委員会総会

日 時 令和 7 年 9 月 25 日 (木) 午後 3 時 00 分

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 山城 学	代理 玉城 正智	1 番 島袋 輝夫	2 番 金城 義幸
3 番 大本 秀子	4 番 長嶺 栄	5 番 百次 成仁	6 番 久保田 政子
7 番 久保田 隆之	8 番 大城 真由美	9 番 赤嶺 道彦	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 赤嶺 三枝子	2 番 大城 良計	3 番 玉城 千夏	4 番 伊敷 栄三
5 番 賀数 正	6 番 玉城 淳一	7 番 大城 篤	8 番 金城 宏達
9 番	10 番 仲吉 勝弘	11 番 安谷屋 健治	12 番 上原 洋子
13 番 志茂 政安	14 番 山城 満		

【欠席委員】

島袋 輝夫

【職務のために出席した職員】

大城 孝良 国吉 孝

【議事録署名人】

7 番 農業委員 久保田 隆之 8 番 農業委員 大城 真由美

【議事日程】

日程第 1	議案第 36 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 37 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 38 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 4	議案第 39 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

令和7年 第9回 総会 議事録

事務局	これより令和7年第9回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 本日は農業委員1名が欠席となっております。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和7年第9回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は7番農業委員の久保田隆之さん、8番農業委員の大城真由美さんでお願いします。次回調査委員は、9番農業委員の赤嶺道彦さん、10番農業委員の山城弘美さん、13番推進委員の志茂政安さんでお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（7件） 日程第2 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（6件） 日程第3 議案第38号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について（3件） 日程第4 議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について（10件） 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは2ページをお開き下さい。1番は阿波根の1筆で売買による所有権移転であります。2番は山城の1筆で贈与による所有権移転であります。3番は山城の1筆で贈与による所有権移転であります。4番は山城の1筆で贈与による所有権移転であります。5番は山城の1筆で贈与による所有権移転であります。3ページをお開き下さい。6番は与座の1筆で売買による所有権移転であります。7番は大里の1筆で売買による所有権移転であります。説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。

委員	1 番について、対価の坪あたり 28,000 円は高いと思いますが。
事務局	譲受人に確認をしたところ、坪 28,000 円で間違いないということです。申請地周辺では、坪 30,000 円が出ていることもあり、納得の上でこの値段になっているとお話がありました。
委員	わかりました。
会長	他に質問はありますか。
委員	質問なし。
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 36 号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 36 号は可とします。 次に議案第 37 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは 5 ページをお開き下さい。1 番は賀数の 1 筆で第 2 種農地で、敷地拡張のための転用であります。2 番は賀数の 1 筆で第 2 種農地で、敷地拡張のための転用であります。3 番は賀数の 1 筆で第 2 種農地で、一般住宅への転用であります。4 番は賀数の 1 筆で第 2 種農地で、一般住宅への転用であります。6 ページをお開き下さい。5 番は阿波根の 1 筆で第 1 種農地で、駐車場・資材置場への転用であります。6 番は束里の 1 筆で農用地で、鉱山道路への転用であります。説明は以上です。
会長	現場調査員の報告をお願いします。
委員	7 ページをお開き下さい。申請地は、住宅、山林、原野等で囲まれた小集団の生産性の高くない第 2 種農地であります。今回、庭地の敷地拡張による転用であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。 9 ページをお開き下さい。申請地は、住宅、山林、原野等で囲まれた小集団の

	生産性の高くない第2種農地であります。今回、庭地の敷地拡張による転用であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。 11 ページをお開きください。申請地は、住宅、山林、原野等で囲まれた小集団の生産性の高くない第2種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。 13 ページをお開き下さい。申請地は、住宅、山林、原野等で囲まれた小集団の生産性の高くない第2種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。 15 ページをお開き下さい。申請地は、第1種農地であり、原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、資材置場・駐車場への転用は問題ないものと判断しました。 17 ページをお開き下さい。申請地は、農用地区域内農地であるが、鉱山採取のための進入道路として畑用地の一部分を一時転用するものであり、転用は問題ないと思われる。説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	3 番の案件について、地域問題がある中で、この場で許可したらすぐ転用されるのか。
事務局	この場でお話するのは、農地法に沿ってこの申請が妥当なものか判断することです。地域の問題状況により転用申請を受理する・しないの判断にはあたらないと思います。
委員	地域のことは地域での案件ですからね。わかりました。
事務局	他に質問はありますか。
委員	質問なし。
事務局	質問がないようですので、お諮りします。議案第 37 号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

会長	異議なしと認め、議案第 37 号は可とします。 次に議案第 38 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について事務局説明願います。
事務局	それでは 19 ページをお開き下さい。3 件読み上げて説明。
会長	只今の案件について、同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 38 号は同意とします。 次に議案第 39 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について事務局説明願います。
事務局	それでは 25 ページをお開きください。7-33～7-42 まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について、質問があればよろしく願います。
委員	質問なし。
会長	ないようですので、お諮りします。議案第 39 号については可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第 39 号は可とします。本日の案件は以上です。 以上で本日の総会を終了いたします。
議事録署名人 7 番 農業委員 久保田 隆之 8 番 農業委員 大城 真由美	